

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回 新座市立学校通学区域審議会
開 催 日 時	平成30年11月21日(水) 午前・ 午後 10時00分から 午前・ 午後 10時30分まで
開 催 場 所	新座市役所 第二庁舎 1階 会議室1
出 席 委 員	新座市PTA・保護者会連合会代表 福田 ゆかり 新座市PTA・保護者会連合会代表 池口 弓佳 新座市PTA・保護者会連合会代表 大柳 幸江 新座市立小学校長会会長 平岡 健二 新座市立中学校長会会長 菅野 潤一 新座市立小学校長会副会長 田野 信哉 新座市立中学校長会副会長 右田 勉 新座市町内会連合会会長 高橋 靖子 新座市町内会連合会副会長 本間 健悦 ふれあい地域連絡協議会代表 吉田 尚次 ふれあい地域連絡協議会代表 山崎 正明 ふれあい地域連絡協議会代表 赤川 治男 学校教育部長 梅田 竜平
事 務 局 職 員	学校教育部副部長兼学務課長 杉原 浩二 同課副課長 丹野 俊宏 同課副課長兼人事・学事係長 金子 一人 同課主任 藤島 章
会 議 内 容	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 今後の推計について (2) その他 4 閉会

<p style="text-align: center;">会 議 資 料</p>	<p>資料 資料 1</p>	<p>次第 平成 3 1 年度在籍児童生徒数（平成 3 0 年 1 0 月 1 日現在 見込数） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>
	<p>資料 1 - 1</p>	<p>平成 3 1 年度在籍児童生徒数（平成 3 0 年 1 0 月 1 日現在 見込数 小学 2 年生に特例編制を反映させたもの） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>
	<p>資料 2</p>	<p>平成 3 0 年度児童・生徒推計表（平成 3 0 年 1 0 月 1 日現在） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>
	<p>資料 3</p>	<p>大和田小学校児童数の将来推計値 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第 7 条第 3 号に該当）、公表しない。</p>

資料 5

学区図（小学校）

資料 6

学区図（中学校）

資料

平成 3 0 年度新座市立学校通学区域審議会委員
名簿

公開・非公開の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
その他の事項	欠席委員 新座市立小学校長会副会長 坂口 智 新座市町内会連合会副会長 長谷川 栄
審議の内容	
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事 事務局より、資料1～4に基づき、(1)今後の推計について説明を行った。</p> <p>事務局 大和田小学校については、前回の審議会で、平成31年度の学級数を28学級と見込んだところであるが、今回の調査でも同様の見込みである。また、野火止小学校についても、前回と同様に22学級の見込みである。一方、東北小学校については、特別支援学級の新設に伴い、前回よりも大幅な学級増を見込んでいる。しかし、教室に関しては、1教室を分割して使用するなどの対応を図る予定であり、実際に教室不足になることはないと考えている。次に、資料4については、申請件数16件のうち8件が第三中学区であり、地域的に多い傾向となっている。第三中学校についても直ちに教室不足が懸念されることはないが、今後もこのような開発事業の状況を注視していく必要があると考えている。</p> <p>会長 何か質問あるか。</p> <p>委員 野寺小学校は、今年教室を転用したところである。資料1によると、来年度は1学級増えて22学級の見込みとなっているが、教室は足りるか。</p> <p>会長 資料2によると、野寺小学校の保有教室は27となっているので教室は足りると思われる。</p> <p>委員 資料4によると、栗原四丁目に共同住宅が建つ予定となっているが、同じく栗原四丁目内に、地域住民の間で「マンションが建設されるのではないか」と話題になっている土地がある。実際に建設となった場合、野寺小学校の児童数にも影響が出るのではないか。</p> <p>会長 野寺小学校については、他校と比べて余裕教室が多いことから、ある程度の児童数増加には対応できるのではないか。</p> <p>委員 かつて児童数が1,000人を超えていた時期もあり、当時と校舎も変わっていないので教室不足の心配はないと思われる。ただし、未就学児童が非常に増えている実態はある。</p> <p>会長 今後も注視していく必要はあるだろう。開発行為については、この他</p>	

にも西堀小学区と東野小学区に大規模な開発がある。これらは以前の審議会で取り上げられたものであるが、事務局から直近の状況を説明願いたい。

事務局 それぞれ開発事業者を確認した。西堀小学区の開発については、現在、造成工事を行っている段階で、その後、建物を期分けして順次建設するため、入居は来年の夏前になるのではないかとのことであった。一方、東野小学区の開発については、計画戸数の3割程度の建物が完成しており、入居も始まっているとのことであった。

委員 西堀小学区については、約140戸を3期に分けて販売するようだ。最初の入居が来年の夏であれば、最終的に児童数の増加を見込めるのは再来年になるのではないか。なお、3年前に西堀小学校の北側に約50戸の戸建開発があったが、全ての販売を終えるのに2年近くかかり、市外からの転入児童は2人であった。

会長 西堀小学校は、各学年50人から60人台の2学級である。1、2年生以外は80人を超えると3学級となるが、現時点で10人以上の差がある。このため、仮に転入児童が10人来てても学級数は増えないことになる。一方、東野小学校は、この差が小さいので学級増の可能性はある。

委員 東野小学校は、余裕教室が少ないので厳しいと思う。

委員 新座駅北口の開発について、40棟から50棟程の戸建が建設できるような道路が出来上がっている。先日、スーパーマーケットのベイシアがオープンしたところであり、今後、戸建の建設が進むものと思われる。この地域は大和田小学区であるので、児童数の増加が心配される。

委員 陣屋小学校の状況はどうか。

事務局 資料2の平成36年度までの推計によると、陣屋小学校の児童数は年々減少していくとの見込みである。第四小学区である畑中一丁目地域からの指定校変更を考慮しても教室不足にはならないと考えている。

会長 本日いただいた開発行為等の情報や意見については、事務局で確認を取り、推計の精度を上げていきたいと思う。そのほか意見あるか。なければ、(2)その他について事務局から説明願う。

事務局 今年度の審議会は、この第2回をもって終了となるが、来年度の見込みについて、今後大幅な変更等があった場合には臨時に招集させて頂きたい。

会長 何か質問あるか。なければ、以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

4 閉会（事務局）